

北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託（以下「本業務」という。）の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託

(2) 業務内容

「北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託仕様書」による

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 委託金額

上限額 15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

但し、各年度における消費税及び地方消費税相当額を含む上限額は次のとおり

令和4年度支払い上限額 7,080,000円（同上）

令和5年度支払い上限額 7,920,000円（同上）

本業務は、債務負担行為を設定しているため、年度ごとに成果品の検査を行った上で、支払いを行う。

(5) 問い合わせ先

北杜市北杜未来部政策推進課行政改革担当

住 所：〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

TEL：0551-42-1162

FAX：0551-42-1127

e-mail：seisakusuishin@city.hokuto.lg.jp

3 公告

プロポーザルの公告は、北杜市公告式規則（平成16年北杜市規則第1号）により行うほか、北杜市ホームページに掲載するものとする。

4 参加資格

提案書等を提出する者（以下「応募者」という。）は、単独企業又は共同企業体とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 応募者は、単独又は共同企業体で参加するものとし、単独の場合は協力会社と

- の参加を認める。共同企業体で応募する場合は、代表企業を定めること。
なお、構成員及び協力会社は、(2) から (5) の全ての要件を満たすこと。
- (2) 過去5年以内に、山梨県内において公共施設個別施設計画及び公共施設等総合管理計画策定業務又は改訂業務について、策定支援の受託業務実績を1件以上有する者であること。
 - (3) 国税、都道府県民税及び市区町村民税に未納がないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当しないこと。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市告示第1号）第4条の要件を全て満たしている者であること。

5 プロポーザル参加申出書の提出

応募者は、次の各号により「北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託プロポーザル参加申出書」（様式第1号。以下「参加申出書」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和4年4月26日（火）から5月16日（月）（閉庁日を除く。）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

上記2の(5)に記載の問い合わせ先に同じ。

(3) 提出方法

参加申出書をメール、FAX又は持参により提出すること。なお、提出期間内に到着しない参加申出書は受け付けない。

※メール又はFAXを送信した場合は、開庁時間内に、北杜市北杜未来部政策推進課行政改革担当に着信したか電話で確認すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

「北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託質問書」（様式第2号）に質問事項を記入の上、メール又はFAXで送付し、開庁時間内に、電話で必ず着信確認を行うこと。

ア 提出先

上記2の(5)に記載の問い合わせ先に同じ

イ 提出期間

令和4年4月26日（火）から5月6日（金）（閉庁日を除く。）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 質問の回答期日

質問書に対する回答は、受付日の翌日から起算して（閉庁日を除く。）3日以内に市のホームページで行う。

7 応募書類の提出方法

(1) 提出期間

令和4年5月16日（月）から5月23日（月）（閉庁日を除く。）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法

参加申出書の提出者を対象に提案書の提出を受け付けるので、上記提出期間（閉庁日を除く。）に2の（5）に記載の問い合わせ先へ持参するか、又は郵送すること（必着）。

(3) 提出書類

ア 「技術提案書」（様式第3号）

イ 「会社概要」（様式第4号）

・共同企業体の場合は、構成する企業ごとに作成すること。

ウ 「業務の実施方針及び実施フロー」（様式第5号）

エ 「業務実施体制」（様式第6号）

オ 「予定技術者の経歴等」（様式第7号）

・技術者の区分を記載し、「業務実施体制」（様式第6号）に記載した技術者分を作成すること。

カ 「工程計画」（様式第8号）

キ 「業務遂行方法」（様式第9号）

ク 「本市にとって有益な提案」（様式第10号）

・北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定後の推進方法についても含めること。

ケ 見積書

・提案見積額をA4版縦（様式は自由）で作成し、別途詳細な見積書も添付すること。

* 提出書類に関する指定事項

・用紙はA4版縦、横書き、両面印刷とし、文字サイズは11ポイント以上とする。

・A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とする（A4サイズに折ること）。

・仕様書各項目から、詳細な業務実施スケジュールを作成する。

・委託者と受託事業者の役割を明確に整理区分し提案する。

・前記アからケまでの順序で製本し、目次、インデックスを付け、会社等の名称を記載してフラットファイル（A4）に左綴じすること。

(4) 提出部数

ア 正本 1部（代表者印を押印したもの）

- イ 副本 16部（正本の写し）
- (5) 提出書類及び著作権等の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提案書等の著作権は参加者に帰属するが、本市が本プロポーザルの審査及び審査結果の報告のために必要な場合に限り、内容を無償で使用できるものとする。

8 書類審査の実施

(1) 実施日

令和4年5月24日（火）

なお、書類審査により3者程度を選定する。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和4年5月26日（木）

時間や場所については、別途応募者に通知する。

(2) プレゼンテーションの時間

ア プレゼンテーション 20分以内

イ 質疑応答 15分以内

(3) 説明者

主任技術者を含めて3名までとする。

(4) その他

パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。スクリーン及びプロジェクターは貸与するので事前に連絡すること。

10 受注候補者（優先交渉権者）の選定方法

(1) 選定方法

庁内に「北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出書類等を北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託公募型プロポーザル受注候補者（優先交渉権者）選考評価基準（別紙）に基づき審査し、受注候補者（優先交渉権者）を選定する。

(2) 通知方法

令和4年6月上旬までに、応募者に対して選定結果を文書で通知する。

11 契約手続き

仕様書及び提案書等の記載事項を踏まえて受注候補者と協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続きを進めるものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、協議により必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。

また、これにより、見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとする。

1.2 契約書

北杜市が作成する契約書による。

1.3 契約保証金

本業務委託契約における契約保証金は、免除とする。

1.4 失格事項

応募者が、契約締結までに次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 「4参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載があることが発覚した場合
- (4) 見積書に記載の額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 本市の指名停止処分を受けた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があり、審査委員会が失格と認めた場合

1.5 プロポーザル全体のスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	期間	備考
1	公告（実施要領等の公開）	令和4年4月25日（月）	市HPに掲載
2	参加申出書受付期間	令和4年4月26日（火）～5月16日（月） 午前8時30分から午後5時まで	閉庁日を除く
3	質問受付期間	令和4年4月26日（火）～5月6日（金） 午前8時30分から午後5時まで	閉庁日を除く
4	質問に対する回答	質問書の受付日の翌日から起算して（閉庁日を除く）3日以内	市HPに掲載
5	提案書受付期間	令和4年5月16日（月）～5月23日（月） 午前8時30分から午後5時まで	閉庁日を除く
6	書類審査	令和4年5月24日（火）	

7	プレゼンテーション 審査	令和4年5月26日（木）	
8	審査結果通知	令和4年5月26日（木）以降	
9	契約の締結	令和4年5月26日（木）以降で、市が指定した日	

16 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に記載された個人情報には本業務の受託事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- (3) 審査委員会は非公開で行い、審査内容についての問い合わせ及び審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。
- (4) 本プロポーザルに伴い応募者から提出された参加申出書、提案書等については、北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）に基づき公開することがある。